

食品安全委員会（第651回会合）議事概要

日 時：平成29年5月30日（火） 14：00～15：12

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 1名、行政機関 2名、一般 6名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なう恐れのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 1

品目 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン

・農薬 4品目

[1]DCIP [2]クロルメコート

[3]フルオピコリド [4]ホセチル

・農薬及び動物用医薬品 2品目

[1]スピノサド [2]ダイアジノン

・動物用医薬品 1品目（ポジティブリスト制度関連）

[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルト
ルエン

→厚生労働省から説明

農薬「フルオピコリド」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬及び動物用医薬品「スピノサド」、「ダイアジノン」については、農薬専門調査会に調査審議させることとし、同調査会における審議結果が本委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会において調査審議を行うかどうかを検討して決定することとなった。

農薬「クロルメコート」については、農薬専門調査会で審議することとなった。

農薬「DCIP」、「ホセチル」については、新たな科学的知見を確認できないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知することとなった。

食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なう恐れのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質「ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

動物用医薬品「[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン」については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「シアントラニリプロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルベンジアミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「プロシミドン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

農薬専門調査会におけるものと同じ結論とすることとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (食品)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明(食品)

「『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なう恐れはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (飼料)」に係る食品健康影響評価について

→担当の山添委員及び事務局から説明(飼料)

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)に通知することとなった。

(4) 六価クロムワーキンググループの設置について

→事務局から説明

委員会の下に、「六価クロムワーキンググループ」を設置することとなった。